

# 大木町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 14,557	千円 5,181,887	千円 176,344	千円 968,697	% 18.7	% 18.7

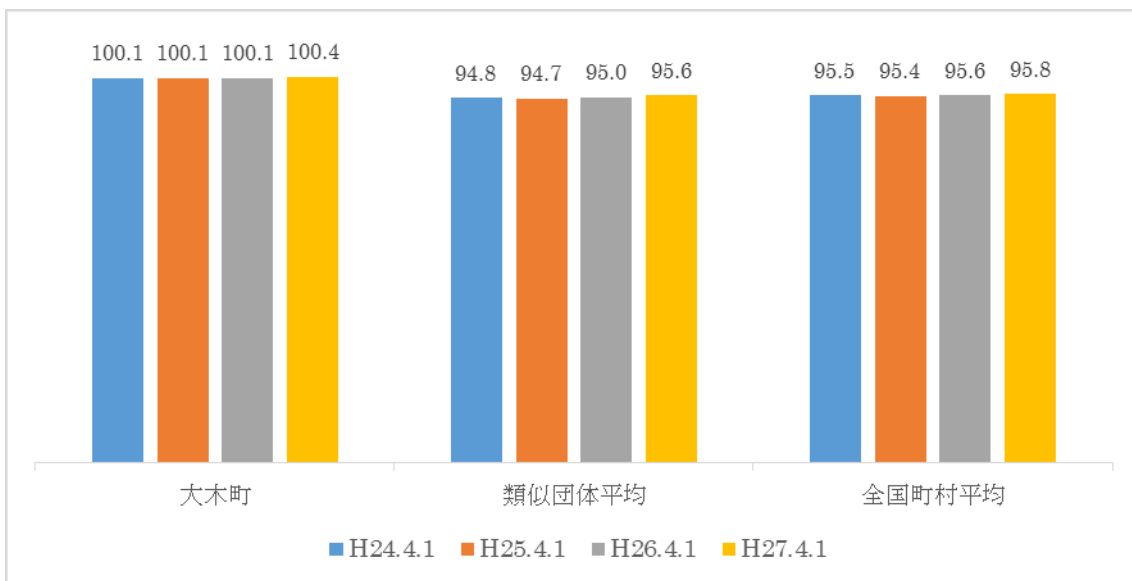
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 95	千円 390,169	千円 42,184	千円 148,425	千円 580,778

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,113	千円 5,527

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3

年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み  
本町職員の学歴構成によるものと見ています。今後も給与制度の見直し等を通して適正化に努  
めます。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手  
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[未実施]

当該年度では未実施ですが、平成28年4月1日に給料表の見直しを実施しました。

##### ②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

国基準0%に対し、大木町においても0%で支給しておりません。

##### ③その他の見直し内容

住居手当（自己所有の住宅）を国と同じく廃止しました。（平成28年3月31日までは経過措置で  
毎月2,500円支給し、平成28年4月1日に廃止。）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大木町	43.4歳	337,600円	383,484円	362,872円
福岡県	43.2歳	333,500円	415,114円	369,375円
国	43.5歳	334,283円	408,996円	—
類似団体	41.6歳	305,791円	360,437円	329,664円

## ② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）
大木町	47.0歳	8人	353,600円	366,775円	364,075円
うち 学校給食員	45.6歳	5人	349,100円	365,460円	362,720円
うちその他	49.6歳	3人	361,100円	368,966円	366,266円
福岡県	54.5歳	689人	332,900円	382,540円	359,362円
国	50.2歳	2,994人	289,141円	328,318円	—
類似団体	50.8歳	7人	290,907円	309,966円	300,363円

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		大木町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	180,800円	174,200円
	高校卒	146,500円	146,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	146,500円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

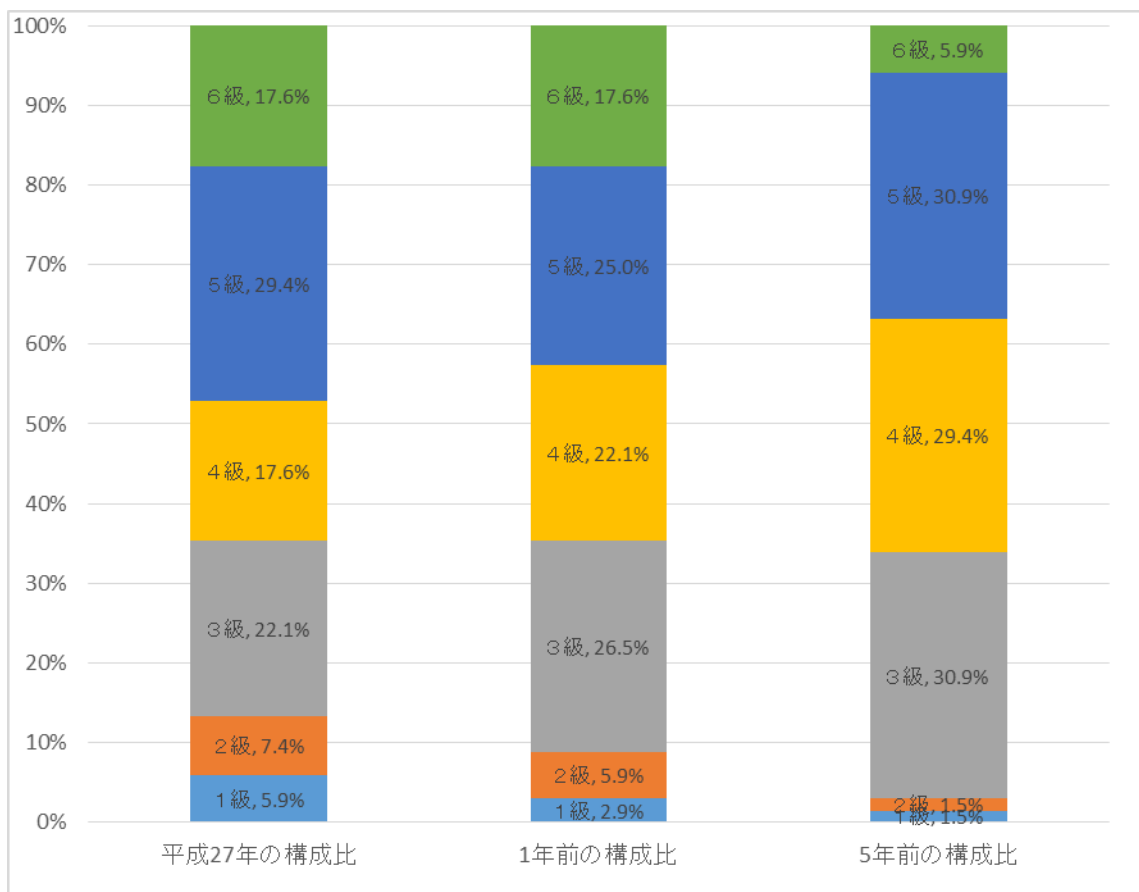
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	221,300円	339,000円	382,000円	384,700円
	高校卒	— 円	— 円	343,300円	380,000円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	321,700円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	4人	5.9%	137,600円	244,900円
2級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事並びに技師の職務	5人	7.4%	187,700円	308,000円
3級	主任主事又は主任技師の職務	15人	22.1%	224,600円	354,700円
4級	事務主査又は技術主査の職務	12人	17.6%	263,500円	395,800円
5級	課長補佐、係長の職務	20人	29.4%	290,700円	405,800円
6級	課長(事務局長)、室長の職務	12人	17.6%	322,100円	422,600円

- (注) 1 大木町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 3 月に全職員を対象に勤務成績の評定を実施し、その者の勤務成績に応じて昇給を実施しています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

大 木 町	福 岡 県	国
1 人当たり平均支給額 (26年度) 1,551千円	1 人当たり平均支給額 (26年度) 1,568千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### ○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

勤務成績の反映は行っていません。平成 29 年度より、人事評価制度に基づく反映を行うこととしています。

### (2) 退職手当 (27 年 4 月 1 日現在)

大 木 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分	勤続 20 年	20.445月分	25.55625月分
勤続 25 年	29.145月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
1 人当たり平均支給額		23,539千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
福岡市 (県庁)	10.00 %	0 人	10.00 %
大木町	0 %	0 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		100.4 (100.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)		0 %	
手当の種類 (手当数)		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	従事した職員	消毒業務等	日額3,000円
行旅死亡人取扱手当	従事した職員	遺体処理等	日額3,000円
火葬従事手当	従事した職員	遺体処理等	1件5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (26年度決算)	12,463千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	144千円
支給実績 (25年度決算)	8,075千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	93千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		12,579千円	229千円
	配偶者以外の扶養家族 6,500円				
	扶養家族のうち1人 (職員に配偶者なし) 11,000円				
	16歳～22歳までの扶養親族1人 につき加算 5,000円				
住居手当	自己所有の住宅 2,500円	異なる	持ち家支給あり	7,301千円	128千円
	借家月額23,000円以下 (最高) 11,000円				
	借家月額23,000円超 (最高) 27,000円				
通勤手当	2km～4km 2,000円	異なる	地域の実情に 合わせて通勤距離区 分を細分化	3,458千円	51千円
	4km～6km 3,000円				
	6km～8km 4,100円				
	8km～10km 5,000円				
	10km～15km 6,500円				
	15km～20km 8,900円				
	20km～ 11,300円				
管理職手当	課長、局長 40,000円	異なる	一律の金額を支給	6,240千円	480千円

5 特別職の報酬等の状況 (27年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	720,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 507,500円
	副 町 長	580,000円 (円)	680,000円 / 404,600円
報 酬	議 長	307,000円 (円)	408,000円 / 218,000円
	副 議 長	250,000円 (円)	340,000円 / 174,000円
	議 員	233,000円 (円)	320,000円 / 155,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(26年度支給割合) 2.60月分	
	議 長 副 議 員	(26年度支給割合) 2.60月分	

退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×勤続年数×510/100	14,688,000円	1期毎の退職後
		給料月額×勤続年数×300/100	6,960,000円	1期毎の退職後
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

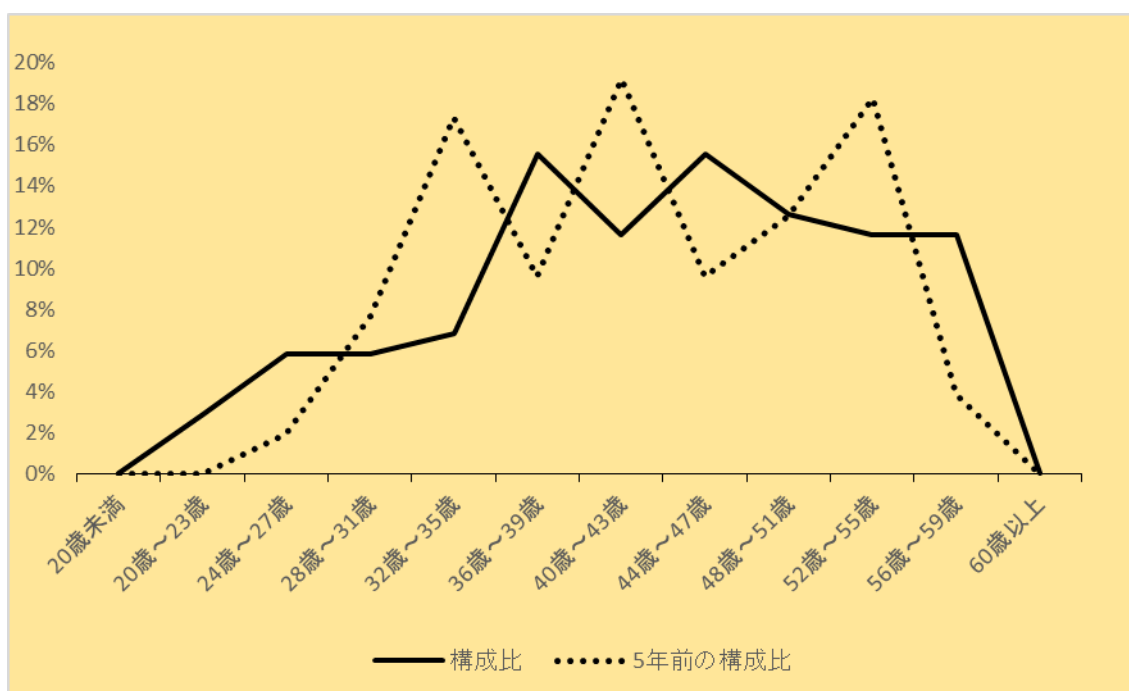
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成26年	平成27年		
普通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	新規業務及び職員派遣のため 徴収等業務増のため  業務調整のため 人事交流で県庁職員配置のため 定数減・再任用職員採用のため
		総務	23	28	5	
		税務	6	8	2	
		民生	26	26	0	
		衛生	9	8	▲1	
		農林水産	7	6	▲1	
	土木	8	5	▲3		
	小計	81	83	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 84.22人)	
	教育部門	15	14	▲1	教育長が計上対象外となったため	
	小計	96	97	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.63人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.49人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0	業務調整のため	
	その他	4	3	▲1		
	小計	7	6	▲1		
合計		103 [116]	103 [116]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.76人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。



(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	2人	4人	7人	6人	15人	14人	12人	17人	9人	14人	0人	100人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	81	81	82	81	81	83	2( 2.5%)
教育	17	17	15	16	15	14	▲3( ▲17.6%)
普通会計計	98	98	97	97	96	97	▲1( ▲1.0%)
公営企業等会計計	7	6	6	7	7	6	▲1( ▲14.3%)
総合計	105	104	103	104	103	103	▲2( ▲1.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 職員の福祉の状況

町では、地方公務員法第 42 条に定めのある職員の厚生制度について、大木町職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を実施しています。

### 福利厚生事業の概要

給付事業	慶弔金等の給付事業（福岡県市町村福祉協会の事業）
厚生事業	文化・体育事業、リフレッシュ事業、地域活動（環境美化）事業等（大木町職員互助会の事業）

### 公費負担の状況（平成 27 年度）

会員数	会員掛金総額	公費負担総額 （福祉協会負担金）	公費負担割合
104 人	1,481 千円	1,482 千円	50%